

中央区地域福祉活動推進事業 講演会

住み慣れた地域で自分らしく安心して 暮らし続けるために ～成年後見制度～

「成年後見制度」は、認知症などで判断能力が不十分な方々の権利や財産を守るための制度です。



どのように権利や財産を守っていくのか、手続きの仕方など、専門家の先生にわかりやすくお話していただきます。



日時

平成28年2月24日（水）

午後1時30分～3時（午後1時開場）

場所

中央会館 ホール （中央区島之内2-12-31）

講師

弁護士法人青雲法律事務所 林堂 佳子 弁護士

定員

市内在住・在勤の方100名

事前申し込みが必要です。先着順で受け付けます。

参加ご希望の方は、2月15日（月）までに電話・FAX・窓口でお申し込みください。

申し込みの時に、住所、氏名、電話番号を伝えてください。

※手話通訳が必要な方は、2月9日（火）までにご連絡ください。



申込み・お問い合わせ先

中央区役所保健福祉課（区役所4階43番窓口）

中央区久太郎町1-2-27

TEL：6267-9857

FAX：6264-8285